

【お知らせ】

新型コロナウイルス感染症における影響を踏まえた一般薬等審査部（要指導・一般用医薬品）業務の運用変更について

一般薬等審査部（要指導・一般用医薬品）

2020年10月23日

新型コロナウイルス感染症における影響を踏まえ、当面の間、一般薬等審査部（要指導・一般用医薬品）業務の一部を以下のように変更することとしましたのでお知らせ致します。

【簡易相談について】（運用変更）

- ・ 来訪者と対面での面会が困難な状況が続いており、書面又はテレビ会議システム（関西医薬品協会又は一般社団法人富山県薬業連合会）でのみ相談を実施しています。しかし、テレビ会議が実施できる地域が限られており、また、書面による助言は、相談できる内容が限られていることから、オンライン形式での相談を実施します。

【概要】

- 金曜日の簡易相談にオンライン形式を導入します。（水曜日は従来どおりです。）
- 金曜日の簡易相談は13：30から7枠（相談は1枠10分）とします。
- オンライン形式を希望する場合、申込書の備考欄に「オンライン希望」と記載してください。
- オンライン形式で実施する場合、以下のメールアドレスより、一般薬等審査部から連絡することがあります。（迷惑メール対策のため、●を@へ置換してください。）
otc_soudan_●_pmda.go.jp

【よくある質問（FAQ）】

Q1：この運用変更はいつまで続くのですか？

A1：新型コロナウイルス感染症の影響が収束するまでの当面の措置として運用する予定です。具体的な期間を示すことはできませんが、終了する場合は、事前にご連絡します。

Q2：オンライン形式での実施にあたり、相談者側のシステム導入は必要ですか？

A2：インターネット環境があれば、実施可能です。

Q3：回線不良等により、時間内に実施できなかった場合、どうなりますか？

A3：担当者からの連絡をお待ちください。

Q4：枠数及び1枠当たりの相談時間が減っているのはなぜですか？

A4：オンライン形式は準備に多くの時間を要することから7枠としました。準備に約5分かかることを想定し、相談時間は1枠約10分としました。

なお、過去の簡易相談の実績から、金曜日を7枠としても、大きな影響はないと考えています。枠漏れが続くようであれば、ご相談ください。

Q5：オンライン形式では、相談内容に関する質問をすることは可能ですか？

A5：オンライン形式は面談形式と同様、対応できる範囲でお答えします。

Q6：水曜日にオンライン形式を希望できないのはなぜですか？

A6：試験的に金曜日にオンライン形式を導入することとしました。

Q7：オンライン形式でも簡易相談結果要旨確認依頼書を提出可能でしょうか？

A7：簡易相談結果要旨の確認が必要な場合、従来どおり審査業務部に提出してください。

以上